

元文四年八月十一日 菊池市左衛門 判

厚見紀伊守殿

右菊池市左衛門は、伊豆守の子孫なれば、右御供米は榊葉神明へ献備せしものなるべし。

○卯辰八幡每春飾方

當社は外々の神社と違ひ、舊藩中は毎年春の規式甚だ鄭重にて、門松等の飾方など、慶長四年越中より此の地へ勸請ありし頃より命ぜられたりといひ傳へたり。元祿十五年十二月、舊藩五世參議綱紀卿穿鑿し給ふに付き、神職より如左言上す。

就御尋申上候。

當社卯辰八幡宮門松之儀、利長様御代、慶長四年越中射水郡より大宮八幡・榊葉神明、當山の御意を以御勸請、其刻より門松十本并齒朶・弓絃葉・根引松・野老・橋等之飾物相添、拜領仕來候由承傳申候。以上。

厚見萬作後見

厚見勘左衛門 判

午十二月廿一日

同後見安江八幡神主

厚見 靱負 判

同後見淺野山王神主

厚見 隠岐 判

寺社御奉行所

覺

卯辰山大宮八幡・榊葉神明門松十本、并齒朶・弓絃葉・根引松・野老・橋等の飾物相添、毎年十一月御郡奉行衆より被仰渡候由に而、百姓持參仕請取申候。以上。

午十二月廿四日

後見三人 連判

寺社奉行所

就御尋申上候。

一、大宮八幡拜殿之前 門松 二本

一、榊葉神明拜殿之前 同 二本

一、少彦名神社之前 同 二本

一、社頭惣門之前 同 二本

一、森下町大鳥居之前 同 二本

右卯辰山八幡宮門松、以上拾本每歲請取、右之所に植申候。

以上。

未正月六日

後見三人 連判

寺社御奉行所

○番神職厚見氏傳

厚見氏は、越中國射水郡海老坂物部八幡の神職與利幾丸の裔孫にて、元祖盟臣金道は、文祿三年七月十七日從七位下に叙し、備前守を拜任す。右口宜案于今所藏す。利長卿守山に在城し給ふ頃、海老坂八幡宮に於て御祈禱等の儀相勤めたり。金道に二子あり。長男祐正は呼名を紀伊と稱し、慶長四年八幡宮を卯辰山へ勸請の時供奉し來り、則ち卯辰八幡の神職に命ぜられ、金澤市中の諸社神主、及び石川・河北兩郡諸神職の惣縮方を命ぜられ、明曆二年七月四日從六位上紀伊守を拜任せり。

御尋に付書付上申候。

一、私儀越中守山より古肥前様御當地に御越被爲成候刻、御意を以御供仕罷越、御祈禱所に被爲仰付、則御當地中諸神主、河北・石川兩御郡中在々所々に有之神職之者共、無作法に無御座様に可申渡旨、御意を以于今相替儀無御

座候御事。

一、越中利波・中郡・氷見庄之神主共の儀、往古より私下派の者共に而御座候御事。

一、御公儀様より御用等御座候へば、私方迄被爲仰付、則面々に申渡候。以上。

慶安元年十二月一日 八幡神主 紀伊守

右紀伊守祐正の弟盟後正盛は、越中高岡關野稻荷社の神職に命ぜられ、越中三郡諸神社神主の裁許を命ぜられたり。利長卿高岡在城し給ふ頃、御印を載せたる女奉書文、于今高岡關氏に傳來す。其の寫如左。

此とほりぎよいに候よし。

御かきつけ御めかけ申候。そのはうのみに、こゝもとのやしろども、かけもちにいたし候よし。さやうにはあるまじき事に候。とうしよのみやどもは、そのほうさくばい候べく候。此よしわれらより申候へと仰られ候。

三月十三日 せんふく

いなりかんぬし參

なほく上様より、此とほりかたく御申つけ候へときよ